

# JIMO-TOshima 運営要綱

令和3年8月5日  
文化商工部長決定  
改正 令和4年2月1日  
改正 令和5年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区で暮らす区民等をライターとして登録し、区の観光ウェブサイトにおいて地域の魅力を発信する JIMO-TOshima の運営について必要な事項を定めるものとする。

## (登録要件)

第2条 JIMO-TOshima のライター(以下「ライター」という。)として登録することができる者は、豊島区に在住、在勤又は在学する者であって、豊島区の魅力を区内外に情報発信する意欲のある満16歳以上の者とする。

## (活動内容等)

第3条 ライターは、観光誘客につながるような地域の魅力をライター自らの関心事から掘り起こし、主体的に企画・取材をして作成した記事及び撮影した写真又は動画(以下「記事等」という。)を区に提供することができるものとする。

## (応募方法)

第4条 ライターに登録することを希望するものは、JIMO-TOshima ライター応募用紙(様式第1号)を区長に提出するものとする。

## (登録)

第5条 区長は、前条の規定による申込があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、ライターとして登録するものとする。

## (登録の変更等)

第6条 ライターは、登録した内容に変更があるとき又は登録を取り消したいときは、速やかに文化観光課に連絡しなければならない。

### (登録の取消)

第7条 区長は、ライターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該ライターの登録を取り消すものとする。

- (1) ライターから辞退の申し出があったとき
- (2) 第3条に規定する活動が認められないとき
- (3) 第10条の規定に該当する行為を行ったと認められるとき
- (4) ライターとの連絡が不通となったとき
- (5) その他ライターとして不適格であると区長が認めるとき

### (登録の期間)

第8条 ライターの登録期間は、第5条の規定により登録された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、次の各号をすべて満たした場合は、その登録期間を2回に限り更新することができる。

- (1) 登録期間内に記事の提供が1回以上あること
- (2) 登録者本人に更新の意思があること

### (費用負担)

第9条 ライターの活動に対する報酬及び諸経費は、支給しない。

### (禁止行為)

第10条 ライターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自己の利益のために、ライターの立場を濫用すること
- (2) 区職員と誤認されるおそれのある言動をすること
- (3) ライターの活動と私事の活動を混同した言動をすること
- (4) 取材先などに対して迷惑となること
- (5) JIMO-T0shimaの円滑な運営を妨げること
- (6) その他区長が適当でないと認めること

### (記事等の編集)

第11条 ライターが区に提供した記事等の著作権やその他の権利は区に帰属し、記事等に用いられている文言等について、区はライターの同意を得たうえで必要な編集を行うことができる。

### (記事等の掲載)

第12条 区長は、ライターが区に提供した記事等のうちから適当と認めるもの

を、区が運営する文化・観光・交流都市情報サイト IKE-CIRCLE に掲載するものとする。

2 区長は、前項の規定により IKE-CIRCLE ホームページに掲載した記事等を区の Web サイト、SNS、広報紙、動画共有サービス、その他の広報媒体に掲載することができる。

3 区長は、ライターが区に提供した記事等について、次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該記事等については掲載しないものとする。

(1) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の主義主張に係る情報

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある情報

(3) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でない情報

(4) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でない情報

(5) 法令に反し、又は反するおそれがある情報

(6) 特定の個人や団体を誹謗中傷する情報

(7) 第三者の著作権やプライバシー等を侵害する情報

(8) 誇大、虚偽、誤認の内容を含む情報

(9) 読者が事実を誤認するおそれがある情報

(10) 区の品位を損なうおそれのある情報

(11) その他区長が不適切であると認める情報

#### (免責)

第 13 条 取材等におけるライターが負ったけが、第三者に与えた損害等に対して、区はボランティア保険契約の範囲内において補償を行うものとし、その他の損害等に対して区は一切の責任を負わないものとする。

#### (庶務)

第 14 条 ライターに関する庶務は、文化観光課において処理する。

#### (その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、ライターに関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 5 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。